

令和4年度包括外部監査結果に対する措置状況報告

(令和6年2月16日時点)

1 テーマ

公共施設マネジメントに関する財務事務の執行について

2 措置状況の概要

指摘数 (件)		措置数 (件)			措置済の割合 (%)	検討中以外の割合 (%)
		措置済*	対応中	検討中		
結果	19	14 (12)	3 (4)	2 (3)	73.7% (63.2%)	89.4% (84.2%)
意見	59	38 (22)	14 (25)	7 (12)	64.4% (37.3%)	88.1% (79.7%)
計	78	52 (34)	17 (29)	9 (15)	66.7% (43.6%)	88.5% (80.8%)

*措置不要と判断した「その他」3件については、措置済に含む。

カッコ書きは、令和5年5月時点の件数。

3 措置区分の説明

- 措置済 . . . 指摘に対して、措置が完了したもの。
- 対応中 . . . 指摘に対して、具体的な措置を実施中であるが、完了に至っていないもの。
- 検討中 . . . 指摘に対して、措置内容の検討をしている段階で、措置の実施に至っていないもの。
- その他 . . . 指摘の対象自体が消滅した場合や、合理的な理由をもって措置不要・対応困難と判断した場合など。

令和4年度 泉南市包括外部監査結果に対する措置状況

① 公共施設マネジメント全体に関する監査の結果

整理番号	報告書頁	結果・意見	担当課 【施設名】	指摘・意見の内容	対応の方針	措置内容(令和5年5月時点)	措置区分	措置報告日	措置内容(令和6年2月時点)	措置区分	措置報告日
1	14	意見1 【現：公共施設再編課】	行革・ 財産活用室	公共施設マネジメントをより全庁的に推進するため、絶えず公共施設の最適化と規模の見直しを検討し、長期保全計画、目標耐用年数の設定などのほか、真に実行できる組織体制等を検討された。	令和5年度の組織再編で行革・財産活用室を廃止し、これまで担っていた市が保有する財産の効率的かつ効果的な活用に加え、公共施設の最適化に関する全庁的な企画、総合調整及び公共施設の再編を進めていくため、公共施設再編室を設置する。	令和5年度に措置済み。	措置済	R5.5.18		-	-
2	16	意見2 【現：公共施設再編課】		公共施設マネジメントに係る計画について、次回計画改定の際に計画の集約の検討と記載内容を整理することが望まれる。	国の要請ではなく市として策定した「泉南市公共施設等最適化推進実施計画」について、平成29年の策定から5年が経過した。人口減少の加速化、地域や施設の変化等を踏まえ、計画の記載内容を精査し、次回改定時に集約を検討する。	次回の改定時に計画の集約を検討する。	措置済	R5.5.18		-	-
3	18	意見3 【現：公共施設再編課】		公共施設マネジメントの基本方針について、公共施設マネジメントを各課においても真に定着させるために基本方針の具体化が望まれる。	庁内各課に対し、PFI等の民間活用法や先進事例の紹介、事業者とのマッチングの手法検討や事業推進、それらを含む研修等を通じ、基本方針、基本計画の内容を周知し、公共施設マネジメントに対する認識を共有する。	令和5年度末までに、研修等により各課との情報共有を図り、具体的な進め方について検討する。	対応中	-	令和5年度に措置済み。	措置済	R6.2.16
4	19	意見4 【現：公共施設再編課】		公共施設等最適化推進基本計画の「原則として新たな施設はつくらない」という基本原則は再検討が望まれる。	ハード面での整備について、新たな施設をつくらないというものは原則であるが、施設機能の変更による新たな施設については、その都度判断が必要と考える。		その他	R5.5.18		-	-
5	19	意見5 【現：公共施設再編課】		予防保全の取組を進めるべく、施設の優先度を設定した上で、重要な施設については長期保全計画を策定された。	「泉南市公共施設等ファシリティマネジメント推進基本方針」において、従来の事後保全ではなく、予防保全を実施し、維持管理費用の平準化を図ることで、安全性の確保、ライフサイクルコストの最小化、長寿命化を図るとしており、優先度や保全費用についての基準や方針策定を検討する。また、他団体の状況や経済情勢を勘案し、実態に即した策定に努める。	令和5年度末までに、施設の重要度等を考慮しながら、持続可能な施設であるための基準や方針策定を検討する。	対応中	-	施設（建築物や設備）の健全度判定を実施し、施設のライフサイクルコストを算出することで、中長期的な施設の更新費用の把握と予防保全の取組を進めるとともに、その内容を関連計画に反映させ、所要の改定を併せて行う。	対応中	-
6	20	意見6 【現：公共施設再編課】		利用者の安全性を確保するため、一定年数経過した施設については、劣化診断を実施された。	保全に関する優先度や費用についての基準や方針策定を検討する中で、劣化診断の必要性等の検討する。	施設利用者の安全確保の観点から、他団体の状況等を参考に、優先順位や診断基準等について検討する。	検討中	-	劣化診断により、施設の健全度判定を実施し、個々の施設状況を把握することで、施設の性能維持や利用者の安全性を確保する。	対応中	-
7	20	意見7 【現：公共施設再編課】		施設ごとの目標耐用年数を設定の上、ライフサイクルコストの最適化手法を検討された。また、全庁的な考え方の整理とマニュアル化、研修会の実施が望まれる。	施設の維持管理に必要となる費用や対処に係る基準や方針の検討を進め、それらを取りまとめたマニュアルの作成及び研修会の実施を検討する。	令和5年度末までに、研修等を通じて目標耐用年数を視野に入れた施設の保全の在り方について検討する。	対応中	-	令和5年度に措置済み。	措置済	R6.2.16
8	21	意見8 【現：公共施設再編課】		点検・診断結果のデータベース化については、形式を庁内で統一した上で、行革・財産活用室等に集約するなどして、費用対効果を考慮した実施が望まれる。	施設の維持管理上必要最低限の老朽度チェックができるようマニュアルの作成を推進する。また、電子化については、点検、入力、集約の各段階における手法の検討を進める。 施設において必要な法定点検項目の一覧表を策定し、庁内で統一に検査が実施される体制の整備に努める。	令和5年度末まで、点検結果報告や公共施設の点検作業等について、マニュアルの整備を検討する。	対応中	-	令和5年度に措置済み。	措置済	R6.2.16
9	22	意見9 【現：公共施設再編課】		維持管理・修繕の実施方針について、予防保全に係る優先度を設定した上で、重要な施設や設備、建物部材については予防保全への取組を実際に進めるべき。現状設定されている年間投資可能額15億円の枠の見直しも検討された。	予防保全の実施導入に向け、優先度や保全費用についての基準や方針策定を検討する。 また、投資可能限度額については、概ね15億円を限度とするのではなく、施設の状況や考慮し、必要となる額を精査する。	令和5年度末までに、基準や方針策定について検討する。 また、投資可能限度額についても財政状況を考慮しながら検討する。	検討中	-	施設全体において、予防保全に係る優先度を設定し、重要な施設や設備については、予防保全への取組を実施する。また、投資可能額についても財政状況を考慮しながら検討を進めている。	対応中	-
10	23	意見10 【現：公共施設再編課】		今後、整備する施設については、保全しやすい施設の設計を担保する事務の執行体制を構築の上、保全しやすい設計であるかを十分に考慮することが望まれる。	施設所管課と財政課、公共施設再編室と協議し、全庁統一の考え方で進めていく。	令和4年度措置済み。	措置済	R5.5.18		-	-
11	23	意見11 【現：公共施設再編課】		公共施設マネジメントの推進体制において市の抱える課題について、行革・財産活用室の増強など組織体制の再検討が望まれる。	令和5年度の組織再編で行革・財産活用室を廃止し、これまで担っていた市が保有する財産の効率的かつ効果的な活用に加え、公共施設の最適化に関する全庁的な企画、総合調整及び公共施設の再編を進めていくため、公共施設再編室を設置する。	令和5年度に措置済み。	措置済	R5.5.18		-	-
12	24	意見12 【現：公共施設再編課】		公共施設マネジメントに係る職員研修を定期的に実施されたい。	特別な資格を持たない職員でも、施設の維持管理上必要最低限の老朽化チェックができるようマニュアルの作成を推進するとともに、研修会を実施し、職員の養成に努める。	令和5年度末までに、公共施設マネジメントについて先進事例などで情報共有を進め、マニュアル策定について検討する。	対応中	-	令和5年度に措置済み。	措置済	R6.2.16

整理番号	報告書頁	結果・意見	担当課【施設名】	指摘・意見の内容	対応の方針	措置内容(令和5年5月時点)	措置区分	措置報告日	措置内容(令和6年2月時点)	措置区分	措置報告日
13	25	意見13 【現：公共施設再編課】	行革・ 財産活用室	個別施設計画の進捗管理について、内部会議に外部有識者を含める等、個別施設計画等のモニタリング機能を強化されることを検討されたい。	「公共施設等最適化推進委員会」の専門的な知識経験を有する学識経験者を「公共施設等最適化推進本部会議」に招き、意見をいただく等、計画進捗に向けた、関係組織・団体の有機的な連携を図る。	公共施設再編室となったことから、個別施設計画に基づいた適正な進捗管理の機能を発揮できるような仕組みづくりに努める。	対応中	-	令和5年度に措置済み。	措置済	R6.2.16
14	26	意見14 【現：公共施設再編課・総務課】		未利用施設・土地の有効活用の推進について、民間提案制度の活用を含めて各課の負担を軽減し、真に利活用が進む業務フローを検討されたい。	土地・建物の利活用に関して、先進事例を検証し、本市に適した業務フローの検討を行うとともに、施設所管課との業務分担の検討を行い、当該分担に基づいた体制の在り方の検討を進める。	他団体の先進事例や民間等に調査を実施し、未利用施設や土地の利活用を検討する。	対応中	-	未利用施設や土地について、全庁的に有効活用が推進される業務フローが必要であることから、基本的な方針の策定を進めている。	対応中	-
15	26	意見15 【現：総務課管財係・公共施設再編課】		地籍調査の実施について、優先度を付け、実施体制・手法を再検討した上で進めることが望まれる。	未利用施設・土地の有効活用の推進を図るにあたって、地籍調査の実施による有効性等を検討する。	未利用施設・土地の有効活用の推進を図るにあたって、地籍調査の実施による有効性等を検討する。	対応中	-	未利用施設・土地の有効活用の推進を図るにあたって、今後も地籍調査の実施による有効性等を検討する。	対応中	-
16	27	意見16 【現：公共施設再編課】		災害を想定した公共施設の配置の推進について、災害時のリスクについて立地場所を十分に評価する等、災害時に市民を守る体制をより一層強化されたい。	複合化・集約化等により、施設の再配置を検討する際には、当該施設建設予定地に関して、災害時のリスク等についても十分に検討する。	災害時に市民が利用する施設について、リスク等を考慮した上で、再配置を検討する。	措置済	R5.5.18		-	-
17	27	意見17 【現：公共施設再編課・総務課】		公共施設のカルテのコスト情報を今後はフルコストとし、地方会計のデータ整備を検討の上、公共施設カルテを再設計することが望まれる。	公有財産台帳、固定資産台帳における数値の精査、見直しを行うこととあわせ、公共施設カルテの掲載内容を見直す。	公有財産台帳、固定資産台帳、公共施設カルテにおける数値の精査を行うにあたり、令和5年度より実情を把握するとともに、精査の範囲及びその方法について整理する。また、公共施設カルテの掲載内容についても見直す。	検討中	-	公有財産台帳、固定資産台帳における数値の精査、見直しを行うこととあわせ、公共施設カルテにおいても、適正な資産情報の再整理を進めている。	対応中	-
18	27	結果1 【現：総務課管財係・公共施設再編課】		固定資産台帳と公有財産台帳等との不整合について、正確な資産情報となるように各数値の精査を進め、適正な資産情報の再整理を進められたい。また、固定資産台帳と公有財産台帳の統合、一本化を検討されたい。	施設所管課と連携し、公有財産台帳、固定資産台帳における数値を精査し、再整理する。また、先行団体の事例等を踏まえ、固定資産台帳と公有財産台帳の一本化等を検討する。	施設所管課と連携し、令和5年度内に公有財産台帳、固定資産台帳の現状を把握するとともに数値の精査を行う。その後、順次適正な資産情報の再整備を行い、台帳の一本化等の検討を行う。	対応中	-	固定資産台帳等の現状を把握するにあたり、施設所管課に対し、まずは建物情報に関する照会を行い、数値の精査を図っている。建物情報の整理後、随時その他の財産についても整理を進め、その後順次正確な固定資産台帳の整備・更新を行う。固定資産台帳等の再整備後、台帳の一本化についての検討を行っていく。	対応中	-
19	28	結果2 【現：総務課管財係・公共施設再編課】		固定資産台帳を精査し、正確な固定資産台帳の整備・更新をされたい。また、固定資産台帳の記載内容について各課で定期的に確認されたい。なお、固定資産台帳上、各固定資産と施設との紐づけが必要である。	施設所管課と連携し、固定資産台帳における数値を精査し、正確な固定資産台帳を整備・更新する。	施設所管課と連携し、令和5年度内に固定資産台帳の現状を把握するとともに数値の精査を行う。その後、順次正確な固定資産台帳の整備・更新を行う。	対応中	-	固定資産台帳等の現状を把握するにあたり、施設所管課に対し、まずは建物情報に関する照会を行い、数値の精査を図っている。建物情報の整理後、随時その他の財産についても整理を進め、その後順次正確な固定資産台帳の整備・更新を行う。	対応中	-

② 個別施設管理に関する監査の結果

20	39	結果3	危機管理課 【樽井防災コミュニティセンター】	条例施行規則に規定されている休館日に従っていない運営となっており、少なくとも施設利用者がいる間は、職員が駐在し、施設を管理する必要がある。	休館日以外の土日や夜間に施設利用者がいる場合は、職員が常駐し、施設を管理する。	令和4年度に措置済み。	措置済	R5.5.18		-	-
21	40	結果4		委託先職員が不在(休み)の日(土日曜日)にも利用実態があり、少なくとも施設利用者がいる間は、職員が駐在し、施設を管理する必要がある。	夜間や土日の利用時に職員休館日以外の土日や夜間に施設利用者がいる場合は、職員が常駐し、施設を管理する。	令和4年度に措置済み。	措置済	R5.5.18		-	-
22	40	意見18		防災目的の利用が少なく、ダンス教室等の利用が多いことから設置趣旨に則った利用促進を図ることが望まれる。	施設の運営計画を作成し、防災目的の利用が増えるような仕組みを考える。	運営計画を作成するとともに、自主防災組織連絡協議会を樽井防災コミュニティセンターで実施し、自主防災組織での利用を促す。	対応中	-	令和5年度に措置済み。	措置済	R6.2.16
23	40	意見19		随意契約ではなく公募等による業者選定をすることが望まれる。	地元の要望により再生した施設であり、運営費は地区の財産区会計からの繰入金で賄っているため、地元区による運営を継続する。		その他	R5.5.18		-	-
24	41	意見20		設置趣旨を鑑み、可能な限り毎年度消火訓練及び避難訓練を実施することが望まれる。	令和4年度は、総合訓練を実施し、来年度以降は施設の運営計画に基づき年2回確実な訓練を実施する。	令和4年度に措置済み。	措置済	R5.5.18		-	-
25	41	結果5		法定点検であるフロント点検が令和3年度まで実施されていないため、適切に法定点検を実施する必要がある。	法定点検を実施し、以後3年毎に点検を実施する。	令和4年度に措置済み。	措置済	R5.5.18		-	-

整理番号	報告書頁	結果・意見	担当課【施設名】	指摘・意見の内容	対応の方針	措置内容(令和5年5月時点)	措置区分	措置報告日	措置内容(令和6年2月時点)	措置区分	措置報告日
26	61	意見21	人権推進課【若松湯】	タイルが剥落し、利用者に危害が加わる恐れがあるため、対応を検討する必要がある。	タイル直下付近を錆物ブランダーで囲み固定することで、進入不可能な状態にし、危険を回避する。	令和4年度に措置済み。	措置済	R5.5.18		-	-
27	61	意見22		安全性の確保の観点から、共同浴場の廃止に関する方向性の整理や利用者への状況報告・合意形成といった取組を迅速に進め、可及的速やかに施設を利用停止にすることが望まれる。	委託業者に危険が及ぶことがないようにボイラーの漏水を注視するとともに漏水対策等も検討し、使用不可能となった場合、利用を停止する。		その他	R5.5.18		-	-
28	62	意見23	人権推進課【市民交流センター】	配管図の再作成等を検討すること。また、配管点検及び修理のための扉の取手を補修することが望まれる。	監査時に所在がわからなくなっていた配管図については、その後の調査で発見に至った。扉については、修繕する。	令和4年度に措置済み。	措置済	R5.5.18		-	-
29	62	意見24		出来るだけ早く公民館や集会場といった類似性及び互換性のある施設との複合化について、課を越えて検討を実施する体制を構築することが望まれる。	市民交流センターの必要な機能を提示し、複合化を検討する。	市民交流センターの必要な機能を整理し、提示することで、複合化を検討する。	検討中	-	市民交流センターの必要な機能を整理し、提示することで、複合化を検討する。	対応中	-
30	69	意見25	総務課【市役所】	避難経路のキャビネットは他の執務スペース等に移動し、確実に避難経路を確保できるようにすることが望まれる。	同キャビネットを保有、管理している所属において移動する等の措置を講じる。	令和4年度に措置済み。	措置済	R5.5.18		-	-
31	69	結果6		職員組合が建物の一部を無償で利用しているが、目的が使用許可等の必要な手続きを行った上で、行政財産の使用料の徴収に関する条例に基づき使用料を徴収する必要がある。	行政財産使用許可等の手続きを適切に行うとともに、光熱水費については適正に徴収する。	令和5年度に措置済み。	措置済	R5.5.18		-	-
32	80	意見26		3つのATMにつき使用料を徴収しているのは1機のみとなっており、権利関係を調査した上で今後の目的外使用料の支払責任の所在について協議することが望まれる。また、清掃責任の所在も明確化し、敷地内の美観を保持することが望まれる。	近隣市町への対応状況を調査し、関係機関との協議について検討する。	令和5年度より、権利関係に基づく支払責任や清掃責任の所在を明確化するため、2金融機関と協議する。	対応中	-	令和5年度に措置済み。	措置済	R6.2.16
33	61	意見27		記憶媒体は廃棄用であっても保管リスト作成の上、定期的に現物確認するといった管理体制を情報セキュリティポリシー等で明確化し、適切に整備することが望まれる。また、地下の機械室に複数課の必要書類や廃棄予定の記憶媒体等が保管されているが、明確に区分けし、適切に整理することが望まれる。	総務課所管の記憶媒体を含むPC等の機器を整理整頓、区分けし、これまでの定期的な巡回目視による点検に加え、台帳を作成する等、適切に管理する。	令和4年度に措置済み。	措置済	R5.5.18		-	-
34	82	結果7		浄化槽法における年1回の定期清掃が平成21年度以降一度も実施されていないため、定期的に清掃を実施すべき。	必要経費を予算化し、令和5年3月に清掃を実施する。	令和4年度に措置済み。	措置済	R5.5.18		-	-
35	63	意見28		施設の在り方の検討には長期間の時間を要することから、プロジェクトチームによる定期的な協議を行い、具体的な検討を進めることが望まれる。	庁舎の在り方に関するプロジェクトチームメンバーを新たに任命し、定期的に会議を開催できるよう、具体的に検討し、作業を進める。	令和5年度より、機構改革により再度プロジェクトチーム設置要綱を改正し、公共施設再編室と今後の方針等を検討する。	対応中	-	公共施設再編室と今後の方針等について引き続き検討を行うっていく。	対応中	-
36	63	意見29		消防用設備等の点検結果の重要性の高い不良事項については、速やかに解消に努めることが望まれる。	必要経費を予算化し、令和5年度中に不具合を解消する。	令和5年度にこれまでに指摘された重要性の高い不良箇所の解消を図る。点検時の指摘箇所については、重要度に応じ随時適切に対応する。	対応中	-	令和5年度に措置済み。	措置済	R6.2.16
37	64	結果8		自家用電気工作物の保安管理業務の契約書に記載されている年次点検が令和3年度以降実施されていないため、年次点検を実施するよう指示し、適切に実施されていることを確認することが望まれる。	令和5年2月の点検時に実施する。	令和4年度に措置済み。	措置済	R5.5.18		-	-
38	65	結果9		委託により実施した点検等業務についての結果報告書を紛失しており、庁内外における説明責任を果たすためにも、一定期間適切に保存する必要がある。	監査時に所在がわからなくなっていた報告書3件について、ファイル簿及び事務室内を再度捜索し発見に至った。	令和4年度に措置済み。	措置済	R5.5.18		-	-

整理番号	報告書頁	結果・意見	担当課【施設名】	指摘・意見の内容	対応の方針	措置内容(令和5年5月時点)	措置区分	措置報告日	措置内容(令和6年2月時点)	措置区分	措置報告日
39	70	意見30		使用していない薬品(劇薬)が大量に保管されている。早期に破棄し、整理すべき。	薬品棚の戸を改めて施設。残存する薬品のリストを再整理し、専門業者に薬品の処分方法等が確認できたので、使用していない全薬品を処分する。	令和4年度に措置済み。	措置済	R5.5.18		-	-
40	70	意見31	環境整備課【双子川浄苑】	汲み取り地域について従来の計画に基づく下水道整備をそのまま推進するのではなく、浄化槽設置の推進などに見直すことも含めて、下水道課など関係部署と連携し、今後の生活排水処理の在り方を再検討することが望まれる。	「基本構想策定業務委託」により、屎尿処理施設の建替や広域化等、今後の方向性を検討する。各検討案に対する整備手法の可能性と財源、制度も調査し、あわせて課題の抽出整理も引き続き実施する。 成果品の取りまとめも踏まえ、下水道課をはじめ庁内関係部署と協議調整する。	令和4年度実施「基本構想策定業務委託」の成果も踏まえ、生活排水処理の方向性について、庁内で協議調整するための課題を抽出する。	検討中	-	施設の老朽化が著しく「基本構想策定業務委託」の成果を踏まえ市としても建替を優先として関係者と協議継続中であり、下水道整備の進捗に併せ、現状処理能力を約70%減した規模で計画中である。生活排水処理の方向性については、引き続き課題を抽出して整理を行う。	検討中	-
41	76	意見32	清掃課【清掃庁舎】	車庫の破損部分を早期に修繕するとともに、出庫について、ドライバーに指導を徹底することが望まれる。	車庫のシャッター上部については、職員にて補修済み。また、朝礼及び屋礼にて引き続き安全確認を指導する。	令和4年度に措置済み。	措置済	R5.5.18		-	-
42	76	意見33		職員避難の行動指針を定めることが望ましい。	清掃庁舎消防計画に、津波対策として避難行動を追記する。	令和4年度に措置済み。	措置済	R5.5.18		-	-
43	81	意見34【現：産業振興課】		空調設備の設置環境について、冷却効率確保のための異なる対応を検討することが望ましい。	設置環境を改善するためには、多大な予算が必要と考えられることから、施設全体における大規模改修の際に環境の改善に努める。	施設の在り方を含め、設置環境について検討する。	検討中	-	施設の在り方を含め、設置環境について検討する。	検討中	-
44	82	結果10【現：産業振興課】	産業観光課【総合交流拠点サザンびあ】	消防法における法定点検及びフロンプ点検が一度も行われていないため、適切に実施すべき。また、適切に実施されていることを確認することが望まれる。	消防法に基づく点検は、実施済み。また、フロンプ排出抑制法に基づく法定点検を実施する。	消防設備については、定期点検を実施済みで、必要な防火対象物使用開始(変更)届を消防署に提出した。フロンプガスについては、必要な点検を令和5年度中に実施する。	対応中	-	令和5年度に措置済み。	措置済	R6.2.16
45	83	結果11【現：産業振興課】		新型コロナウイルス感染症の蔓延状況等を勘案して協議により寄付金額を定めたことだが、正式文書は残されていない。指定管理者基本協定に従い、適正な金額の寄付額を求めるべき。	令和4年度の寄付金額については、寄付金額の算定根拠や寄付金額の決定において、指定管理者と協議し、双方合意の上、覚書等の正式文書を作成する。	基本協定書により寄付金額を計算し、双方協議の上で決定する。金額については協議書を作成することとした。	措置済	R5.5.18		-	-
46	84	意見35【現：産業振興課】		民間活力を活用した在り方の検討を進めることが望まれる。また、指定管理者の公募を検討することが望まれる。	総合交流拠点の指定管理期間が、令和5年度末で満了するため、将来的な施設の在り方について、ロングパークとの親和性や民間活力の活用等について検討する。	現指定管理者の指定期間の最終年度となることから、長期的な施設の在り方と併せて、指定管理を行うかを含めて検討する。	検討中	-	民間活力導入を含めた管理運営方法を検討する。	検討中	-
47	113	結果12		公有財産台帳への登録漏れが散見されるため、漏れなく記録し管理する必要がある。	公有財産台帳と固定資産台帳の整理の際に並行して整理を行う。 なお、その他集会所については、今後の在り方も含め、公共施設の最適化の中で検討を進める。	公有財産ならびに固定資産台帳の未登録のものについては、順次、整理が整い次第行うとともに、異動等の手続き漏れなどが判明した場合は、規則等に基づいた手続きを行う。 なお、その他集会所については、現状、地元管理となっている。今後の在り方も含め、公共施設の最適化の中で検討を進める。	検討中	-	老人集会場については、各区の意向確認を順次、行っている段階で公共施設の統廃合等の方向性が定まった上で台帳の整理を行っていく。 なお、その他集会所については、現状、地元管理となっている。今後の在り方も含め、公共施設の最適化の中で検討を進める。	検討中	-
48	113	結果13		固定資産台帳への登録漏れ等が散見されるため、適切に整備、及び更新する必要がある。	公有財産台帳と固定資産台帳の整理の際に並行して整理を行う。 なお、その他集会所については、今後の在り方も含め、公共施設の最適化の中で検討を進める。	公有財産ならびに固定資産台帳の未登録のものについては、順次、整理が整い次第行うとともに、異動等の手続き漏れなどが判明した場合は、規則等に基づいた手続きを行う。 なお、その他集会所については、現状、地元管理となっている。今後の在り方も含め、公共施設の最適化の中で検討を進める。	検討中	-	老人集会場については、各区の意向確認を順次、行っている段階で公共施設の統廃合等の方向性が定まった上で台帳の整理を行っていく。 なお、その他集会所については、現状、地元管理となっている。今後の在り方も含め、公共施設の最適化の中で検討を進める。	検討中	-
49	115	意見36	長寿社会推進課【樽井老人集会場・砂川奇勝集会所・その他集会所】	土地及び建物の登記が備わっていないものが散見されるが、公共施設等個別施設計画において民間譲渡の可能性も模索していることから、売却等の可能性に応じて順次登記を整備することが望まれる。	登記には膨大な経費を要するため、優先順位を決め登記が必要となる施設から順次行う。	老人集会場やその他集会所の登記については、公共施設の最適化の中で売却や譲渡といった方針が示された施設から順次登記の必要が生じた場合、処分費用を念頭に土地測量と建物登記を行う。	検討中	-	老人集会場を優先して、各区の意向確認を順次、行っている段階で公共施設の統廃合等の方向性が定まった上で整理を行っていく。	検討中	-
50	115	結果14		その他集会所の法定点検について、要否及び実施状況を確認していないため、要否及び実施状況を管理する必要がある。	その他集会所については、過去からの申し合わせにより、自治会が施設を管理することになるが、市において法定点検の実施状況を確認し、管理する。	施設の管理については、地元が行うが、市において、長年法定点検の実施状況の確認を行っていないため、今後、各自治会に対して浄化槽ならびに消防設備等について適切な管理運営に努めるよう文書勧奨し、管理を行う。	検討中	-	令和5年度に措置済み。	措置済	R6.2.16
51	115	意見37		その他集会所の老朽化の状況を確認することが望まれる。	その他集会所については、自治会等で維持管理されている。老朽化による修繕が必要となった場合は補助金を交付する。今後の在り方も含め、公共施設の最適化の中で検討する。	その他集会所については、自治会等で維持管理されている。今後の在り方も含め、公共施設の最適化の中で検討する。	検討中	-	その他集会所については、自治会等で維持管理されている。今後の在り方も含め、公共施設の最適化の中で検討する。	検討中	-
52	116	意見38		その他集会所につき、現在の管理実態に合わせて、自治会等の管理運営団体に建物を譲渡する等の対応を図ることが望まれる。適切に運営状況を把握した上で、市にて適切に施設管理することが望まれる。	その他集会所については、自治会等で維持管理されている。今後の在り方も含め、公共施設の最適化の中で検討する。	その他集会所については、自治会等で維持管理されている。今後の在り方も含め、公共施設の最適化の中で検討する。	検討中	-	その他集会所については、自治会等で維持管理されている。今後の在り方も含め、公共施設の最適化の中で検討する。	検討中	-

監理番号	報告書頁	結果・意見	担当課【施設名】	指摘・意見の内容	対応の方針	措置内容(令和5年5月時点)	措置区分	措置報告日	措置内容(令和6年2月時点)	措置区分	措置報告日
53	116	意見39	長寿社会推進課 【榊井老人集会所・砂川奇勝集会所・その他集会所】	施設の状況を適切に把握した上で、早急に譲渡の方針を検討、策定する必要がある。	集会所施設の今後の在り方も含め、公共施設の最適化の中で検討する。	集会所、集会所保有区、自治会に施設の必要性等を確認できれば、譲渡の方法を検討する。また、集会所の今後の在り方も含め、公共施設の最適化の中で検討する。	検討中	-	老人集会所について、各区の意向確認を順次、行っている段階で施設の必要性等を確認できれば、譲渡の方法を検討する。また、集会所の今後の在り方も含め、公共施設の最適化の中で検討する。	検討中	-
54	117	意見40		集会所施設のニーズを把握するため、利用者数を網羅的に集計することが望まれる。	老人集会所については、地区代表者へ管理委託しているため、正確な集計を依頼。その他集会所については、維持管理主体が自治会等であるため、今後の在り方も含め、公共施設の最適化で検討する。	老人集会所については、地区代表者へ正確な集計を依頼。その他集会所については、今後の在り方も含め、公共施設の最適化の中で検討する。	対応中	-	令和5年度に措置済み。	措置済	R6.2.16
55	117	結果15		榊井老人集会所において、使用料が未設定、使用許可申請が未実施、1年を超える使用許可を行っていないため、適切に対応すべき。	使用許可申請については、提出を依頼する。使用料についても、免除申請の依頼をし、許可については、単年度許可とする。	令和5年度に措置済み。	措置済	R5.5.18		-	-
56	119	意見41	長寿社会推進課 【課所管施設全体】	法定点検において指摘された事項の対応をしていないため、具体的な措置内容やコスト負担等について検討した上で解消に努めることが望まれる。	令和5年3月までに指摘事項について対応する。	令和4年度に措置済み。	措置済	R5.5.18		-	-
57	119	意見42	長寿社会推進課 【総合福祉センターあいびあ】	一室に不要物が大量保管されているため、適宜廃棄を行うべきことが望まれる。	令和5年度予算にて撤去費用を予算化し、対応する。	令和5年度中に廃棄業者に依頼し、撤去する。	対応中	-	令和5年度に措置済み。	措置済	R6.2.16
58	120	意見43		施設の不具合を解消し、利活用を回り、稼働率を上げることが望まれる。	令和5年度予算に設備更新事業、部屋改修費用を予算化し、対応する。	外壁・屋上防水等の改修措置済み。令和5年度には、ESCO事業にて空調設備等の熱源改修を実施、併せて各種設備の更新を行う。	対応中	-	ESCO事業で空調設備等の改修は、令和6年3月末に完了予定。内装工事等については、繰越事業となり令和6年4月末終了予定。	対応中	-
59	127	結果16	保健推進課 【保健センター】	法定点検が実施されていないものがあつたため、適正に法定点検を実施する必要がある。	令和4年度に消防法における法定点検及びフロン排出抑制法における定期点検を実施する。	令和4年度に措置済み。	措置済	R5.5.18		-	-
60	128	結果17		消防法における法定点検の実施結果について、消防署への報告を行っていないことから、適切に報告する必要がある。	令和4年度に東南消防署に点検結果を報告する。	令和4年度に措置済み。	措置済	R5.5.18		-	-
61	128	意見44		発見された不備事項や改善提案事項については、優先度を高めて対応することが望まれる。	令和5年度にエレベーターのリニューアル工事及び高圧受変電2次側(キュービクル)を設計委託する。 令和6年度に高圧受変電2次側(キュービクル)の更新工事を行う。	令和5年度にエレベーターのリニューアル工事及び高圧受変電2次側(キュービクル)を設計委託する。 令和6年度に高圧受変電2次側(キュービクル)の更新工事を行う。	対応中	-	令和5年度に措置済み。	措置済	R6.2.16
62	134	意見45	保育子ども課 【子ども総合支援センター】	複合化検討について、保育子ども課以外の所管する施設も踏まえ中長期的な視野に立ち、将来的な統合検討を進めることが望まれる。	令和5年度においては、施設の複合化の検討にあたり、公共施設の最適化に関する全庁的な企画、総合調整及び公共施設の再編を進めていくために設置される公共施設再編室との連携を回り、複合施設の在り方について具体化を進める。	施設の複合化について、施設の最適な在り方を継続して検討を行っており、公共施設再編室との連携によってさらに検討を進める。	検討中	-	施設の複合化において、中長期的な視野をもつての施設の最適な在り方を図る検討を進めていく。	対応中	-
63	141	意見46	住宅公園課 【長山住宅・前畑団地・市営住宅全般】	長山住宅について、危険性に関する住戸の劣化調査を実施した上で、その結果に基づき取り壊し時期の設定及び取り壊しに向けた入居者へ説明、移転交渉を計画的に推進することが望まれる。	市営住宅長寿化計画においても、用途廃止予定とされており、現在進めている前畑団地住宅の住替え・建替えの進捗状況を勘案しながら、長山住宅についても住替え支援を行う。	令和5年度上半期中に長山住宅入居者を対象として住替え支援に関する意向調査を行う。 令和6年度以降は意向調査を踏まえ、移転推進に向けた住替え支援を行う。	対応中	-	令和5年度中に長山住宅入居者を対象として住替え支援に関する意向調査を行う。 令和6年度以降は意向調査を踏まえ、移転推進に向けた住替え支援を行う。	対応中	-
64	141	意見47		長山住宅居住者が無許可での増改築や専有部分以外への駐車を行っているため、十分に説明や指導を行うとともに、無断で増改築しない旨の誓約書の提出を受けることが望まれる。	当該誓約書の提出を求める。	令和5年度に当該誓約書の提出を求める。	対応中	-	意向調査を踏まえた住替え支援については、6年度に説明会の開催を想定。当該誓約書の提出を求めていく。	対応中	-
65	142	結果18		入居時に提出する請書、承認書が一部確認できなかったため、引き続き再調査の上、適切に保管されたい。	平成10年以前の入居書類の保存の確認ができないため、令和4年度中に事務室及び倉庫を再点検する。	一部入居者の入居書類の保存の確認ができないため、令和5年度から対象となる入居者への再提出依頼に着手する。	対応中	-	一部入居者の入居書類の保存の確認ができないため、引き続き対象となる入居者に再提出を依頼する。	対応中	-
66	142	意見48	前畑団地の不法投棄について、不法投棄防止のための対策を検討、実施することが望まれる。	不法投棄禁止看板の設置及び不法投棄のおそれがある箇所にフェンスを設置し、引き続き経過観察する。	令和4年度に措置済み。	措置済	R5.5.18		-	-	
67	143	意見49	前畑団地の消防用設備等点検において指摘のあった不良事項については、速やかに解消に努めることが望まれる。また、長寿化計画で実施を予定している「点検結果のデータベース化」を早期に実施し、対応状況を適切に管理されたい。	非常用昇降口付近の障害物については撤去する。これまでの点検結果の集約及び今後の点検結果を蓄積するデータベースを作成し、蓄積したデータをもとに修繕等を適切な時期に実施する。	非常用昇降口付近の障害物を撤去済み。設計標準使用期限10年を過ぎた消火器を交換する。また、令和5年度中に点検結果のデータベースを作成する。	対応中	-	令和5年度に措置済み。	措置済	R6.2.16	

整理番号	報告書頁	結果・意見	担当課【施設名】	指摘・意見の内容	対応の方針	措置内容(令和5年5月時点)	措置区分	措置報告日	措置内容(令和6年2月時点)	措置区分	措置報告日
68	144	意見50	住宅公園課【長山住宅・前畑団地・市営住宅全般】	今後の市営住宅の建替えの検討時や市営住宅長寿命化計画の見直し時には住戸ストック規模、代替策導入によるストックの確保も併せて検討することが望まれる。	市営住宅の必要規模等については、今後の必要世帯数等の推移を勘案しながら、適宜見直しを行うとともに、代替策についても必要に応じ検討する。	市営住宅の必要規模等については、必要世帯数等の推移を勘案しながら、適宜見直しを行うとともに、代替策についても必要に応じ検討する。	措置済	R5.5.18		-	-
69	155	意見51	教育総務課【新家小学校・あおぞら幼稚園】	再編計画は、児童生徒への教育や安全性の観点からしかるべき時期に見直しを検討すべきものであり、人口動態の変化や財政状況の改善、補助制度の拡充があれば速やかに見直せるような体制を構築されたい。	(仮称)西信達義務教育学校開校後、1年から2年を目途に教育課程の編成内容、教育環境等について検証するとともに、再編計画の見直し時期を検討する。 計画全体の中間段階となる再編計画の実施から15年後に再編計画の見直し時期を設定し、児童生徒数の推移に注視しつつ、校区再編も含めて検証し、見直しを進め、学校施設の老朽化の進行を踏まえた計画の進捗にも対応し、見直し時期を設定する。 再編計画の見直しにあたっては、教育問題審議会等で改めて調査審議の上で、見直す。	(仮称)西信達義務教育学校開校後、1年から2年を目途に教育課程の編成内容、教育環境等について検証するとともに、再編計画の見直し時期を検討する。 また、計画全体の中間段階となる再編計画の実施から15年後に再編計画の見直し時期を設定し、児童生徒数の推移に注視しつつ、校区再編も含めて検証・見直しを進め、学校施設の老朽化の進行を踏まえた計画の進捗にも対応し、見直し時期を設定する。 再編計画の見直しにあたっては、教育問題審議会等で改めて調査審議の上で、見直す。	措置済	R5.5.18		-	-
70	157	意見52		あおぞら幼稚園の老朽化した倉庫は、園児の安全性確保のため、修繕または建て替える等、安全性を確保した上で使用することが望まれる。	適宜修繕を行うことで安全性の確保に努め、使用を続ける。	令和4年度に措置済み。	措置済	R5.5.18		-	-
71	165	結果19		平成29年から令和3年度の法定点検が実施されていないため、再発防止に向けた体制を構築し、漏れなく実施する必要がある。	令和4年度に全ての法定検査を完了する。	令和4年度に措置済み。	措置済	R5.5.18		-	-
72	166	意見53	生涯学習課【市民体育館】	修繕必要箇所の優先度を設け、リスト化し、中長期的な管理に役立てることが望ましい。	修繕必要箇所に優先度を設けてリスト化し、適切な施設管理に向けた参考とする。	令和5年度中に指定管理者との協議を通じて、現状を把握するとともに、修繕必要箇所をリスト化する。	対応中	-	令和5年度に措置済み。	措置済	R6.2.16
73	167	意見54		利用者ニーズ、要望の把握のためアンケートを実施し、運営に役立てることが望まれる。	令和5年度にアンケートを実施し、分析を行い今後の運営に役立てる。	令和5年7月にアンケートを実施、9月に集計し、分析を行う。	対応中	-	令和5年度に措置済み。	措置済	R6.2.16
74	167	意見55		今後の施設の在り方について、幾つかのバターの設定とメリット・デメリットの整理、ランニングコストのシュミレーションの実施、それらを踏まえた方針の検討等を行うことが望まれる。	今後の施設の在り方について、施設単独での長寿命化改修又は建替え等の可能性も含めて検討を進める。	令和5年6月からコンサルティング会社等へヒアリングを行い、長寿命化改修又は建替え等の可能性を探る。	対応中	-	令和5年度に措置済み。	措置済	R6.2.16
75	179	意見56		変電設備室内で2年ほど前から発生している雨漏りについて、原因を把握するため調査を行うことが望まれる。	指定管理者と協議の上、方針を決定し対応する。	指定管理者が調査したところ、屋上防水などの対策が必要であることから、関係部署と工法等について協議していく。	対応中	-	令和5年度に措置済み。	措置済	R6.2.16
76	180	意見57	文化振興課【文化ホール他】	施設の維持管理について適宜報告がなされるよう、指定管理者と市の間での定期的な協議を実施することが望まれる。	指定管理者と協議し、概ね1か月に1回、意見交換の場を持つ方向で調整する。	令和4年度に措置済み。	措置済	R5.5.18		-	-
77	180	意見58		・機械室の空調配管の水漏れについて、漏水を別の場所に流すなど機械設備の保全に努めることが望ましい。	指定管理者と協議の上、対応方針が固まった時点で予算化し対応する。	指定管理者が調査したところ、現在、水漏れは発生しておらず、冷却用の結露が原因ではないかと推測されるため、冷房使用時に再確認する。	対応中	-	現在、液漏れは確認できないが、令和6年度において再確認する。	対応中	-
78	181	意見59		・排煙設備の故障について、防災の観点から優先的に修繕を実施することが望まれる。	指定管理者と協議の上、方針を決定し対応する。	信達公民館は令和4年度に修繕完了済み。 文化ホールは、令和5年度中に指定管理者にて修繕する。	対応中	-	令和6年度以降に指定管理者にて修繕する。	対応中	-